

北海道文教大学大学院長期履修学生の学費等納付に関する取扱規程

(平成 29 年 9 月 22 日 則 第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程（以下、「大学院長期履修学生規程」という。）第 6 条及び第 7 条に定める授業料に加え、他の学費等の取り扱いについて、必要な事項を定め、計画的な履修申請を促すことを目的とする。

(学費等の対象可否)

第 2 条 大学院長期履修学生規程第 6 条及び第 7 条に加え、当該制度の算定対象となる学費等の区分を下表のとおりとする。

学費等の区分		算定対象の可否	考え方
学 費	授業料	対象	長期履修期間として認められた算定方法による額を各年度に徴収
	実験実習費	対象	※但し、在籍期間において休学又は留年した者に係る <u>教育充実費</u> は、通常の標準修業年限による年額を徴収
	教育充実費	対象	
委 託 徴 収 金	学生教育研究災害傷害保険	対象外	長期履修期間として認められた期間分を一括徴収
	学研災付帯賠償責任保険	対象外	※但し、在籍期間において休学又は留年した者に係る各種保険料については、単年度ごとに徴収

(算定方法)

第 3 条 北海道文教大学大学院学則第 39 条及び大学院長期履修学生規程第 7 条に基づき、学費に係る算定方法を次のとおりとする。

長期履修時の対象学費年額 = 通常の対象学費年額 × (標準修業年限 ÷ 長期履修期間が認められた期間)	
内 訳	① 授業料年額 = 通常授業料年額 × (標準修業年限 ÷ 長期履修期間が認められた期間)
	② 実験実習費年額 = 通常の実験実習費年額 × (標準修業年限 ÷ 長期履修期間が認められた期間)
	③ 教育充実費年額 = 通常教育充実費年額 × (標準修業年限 ÷ 長期履修期間が認められた期間)

2 除籍の対象となる場合を除き、長期履修期間を終了後も修了できずに在学する長期履修学生の対象学費等の額は通常の学費等の額と同額とする。

(長期履修期間の変更に伴う対象学費)

第4条 大学院長期履修学生規程第7条に基づき、入学時に制度の適用を開始することを対象学費算定の基本とする。ただし、大学院長期履修学生規程第5条及び第6条に定める対象学費は、標準修業年限の総額と在学途中に長期履修期間の延長又は短縮する場合、各々の総額に増減の差額が生ずる。そのため、研究科ごとに徴収モデルを別表1から別表3に示し、徴収の考え方を次のとおりとする。

(1) 延長

当初の長期履修期間が延長されるため変更後の長期履修期間に係る修了までの総額は、標準修業年限の総額を上回る。よって、標準修業年限の総額との差額を徴収する。

なお、変更後の履修期間から算定される対象学費年額が、変更を認められた履修期間開始に属する年度から適用されるため、当初の長期履修期間による在学期間経過に係る対象学費年額は動かない。

(延長による在学期間総額 > 標準修業年限総額 のため差額は徴収対象とし返金は生じない)

(2) 短縮

当初の長期履修期間が短縮されるため変更後の長期履修期間に係る修了までの総額は、標準修業年限の総額を下回る。よって、標準修業年限の総額との差額は徴収する。

(短縮による在学期間総額 < 標準修業年限総額 のため差額は徴収対象とする)

(その他)

第5条 大学院長期履修学生規程及びこの規程に定めるものの他、学費の納付に関して必要な事項は、北海道文教大学学費等の納付に関する取扱内規を準用する。

(端数計算の処理)

第6条 北海道文教大学大学院学則第39条に示す学生諸納金を除き、長期履修期間の各年度において、算定後の対象学費年額合計が均等にならない場合は、千円未満を切り上げて端数処理し、長期履修期間開始年度に片寄せする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、北海道文教大学大学院委員会の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附記

1. この規程は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 平成29年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。

別表1

(単位:千円)

【健康栄養科学研究科の場合】		1年	2年	3年	4年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	900	900	-	-	1,800	固定(授業料+教育充実費+実験実習費)

算定方法 長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×(標準修業年限÷長期履修が認められた期間)

(単位:千円)

	区分	適用回数	徴収モデル			履修期間	1年	2年	3年	4年	計	算定方法		
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	1年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	600	600	600	-	1,800	1,800÷3＝600 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷3年＝1年間の授業料		
					長期履修期間4年で許可された場合	4年間	450	450	450	450	1,800	1,800÷4＝450 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷4年		
			【在学中開始】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	900	600	600	-	2,100	(900×1)＋(600×2)＝2,100 (制度適用前の通常年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×2年間)		
					2年開始時に長期履修期間4年で許可された場合	4年間	900	450	450	450	2,250	(900×1)＋(450×3)＝2,250 (制度適用前の通常年額×1年間)＋(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)		
	2回目	【制度適用後の変更】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間4年に延長した場合	3年間→4年間	600	450	450	450	1,950	(600×1)＋(450×3)＝1,950 (制度初回適用の年額×1年間)＋(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)			
【短縮】	2回目	【制度適用後の変更】	2年次開始	入学時に長期履修期間4年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間を3年に短縮した場合	4年間→3年間	450	750	600	-	1,800	(450×1)＋(750×1)＋(600×1)＝1,800 1年目 450×1＝450 (制度変更前の年額×1年間) 2年目 (600×1)＋[(1,800－{(450×1)＋(600×1)＋(600×1)})]＝750 [(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(修業年限基礎総額－{(制度変更前の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)})] 3年目 600×1＝600 (入学時開始モデル3年履修の年額×1年間) 計算式 (制度変更前の年額×1年間)＋[(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(修業年限基礎総額－{(制度変更前の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)})] 修業年限基礎総額(＝入学開始モデル総額)を下回ることはない			

別表2

(単位:千円)

【リハビリテーション科学研究科の場合】		1年	2年	3年	4年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	800	800	-	-	1,600	固定(授業料)

算定方法 長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×(標準修業年限÷長期履修が認められた期間)

(単位:千円)

	区分	適用回数	徴収モデル		履修期間	1年	2年	3年	4年	計	算定方法	
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	1年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	532	534	534	-	1,600	1,600÷3＝533.3 (端数を2年目、3年目に片寄せ) 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷3年＝1年間の授業料
					長期履修期間4年で許可された場合	4年間	400	400	400	400	1,600	1,600÷4＝400 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷4年
		【在学中開始】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	800	534	534	-	1,868	(800×1)＋(534×2)＝1,868 (制度適用前の通常年額×1年間) ＋(入学時開始モデル3年履修の年額×2年間)	
				2年開始時に長期履修期間4年で許可された場合	4年間	800	400	400	400	2,000	(800×1)＋(400×3)＝2,000 (制度適用前の通常年額×1年間) ＋(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)	
	2回目	【制度適用後の変更】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間4年に延長した場合	3年間→4年間	532	400	400	400	1,732	(532×1)＋(400×3)＝1,732 (制度初回適用の年額×1年間) ＋(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)	
	【短縮】	2回目	【制度適用後の変更】	2年次開始	入学時に長期履修期間4年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間を3年に短縮した場合	4年間→3年間	400	666	534	-	1,600	(400×1)＋(666×1)＋(534×1)＝1,600 1年目 400×1＝400 (制度変更前の年額×1年間) 2年目 (534×1)＋[(1,600－{(400×1)＋(534×1)＋(534×1)})]＝666 [(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋【修業年限基礎総額－(制度変更前の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)】] 3年目 534×1＝534 (入学時開始モデル3年履修の年額×1年間) 計算式 (制度変更前の年額×1年間)＋[(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋【修業年限基礎総額－(制度変更前の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)】]＋(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間) 修業年限基礎総額(＝入学開始モデル総額)を下回ることはない

別表3

(単位:千円)

【こども発達学研究科の場合】		1年	2年	3年	4年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	800	800	-	-	1,600	固定(授業料)

算定方法 長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×(標準修業年限÷長期履修が認められた期間)

(単位:千円)

	区分	適用回数	徴収モデル			履修期間	1年	2年	3年	4年	計	算定方法
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	1年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	532	534	534	-	1,600	1,600÷3=533.3 (端数を2年目、3年目に片寄せ) 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷3年＝1年間の授業料
					長期履修期間4年で許可された場合	4年間	400	400	400	400	1,600	1,600÷4=400 1年間の学費＝修業年限2年間の総額÷4年
			【在学中開始】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された場合	3年間	800	534	534	-	1,868	(800×1)+(534×2)=1,868 (制度適用前の通常年額×1年間) +(入学時開始モデル3年履修の年額×2年間)
					2年開始時に長期履修期間4年で許可された場合	4年間	800	400	400	400	2,000	(800×1)+(400×3)=2,000 (制度適用前の通常年額×1年間) +(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)
	【短縮】	2回目	【制度適用後の変更】	2年次開始	長期履修期間3年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間4年に延長した場合	3年間→4年間	532	400	400	400	1,732	(532×1)+(400×3)=1,732 (制度初回適用の年額×1年間) +(入学時開始モデル4年履修の年額×3年間)
					入学時に長期履修期間4年で許可された者が、2年開始時に長期履修期間を3年に短縮した場合	4年間→3年間	400	666	534	-	1,600	1年目 400×1=400 (制度変更前の年額×1年間) 2年目 (534×1)+[(1,600-(400×1)+(534×1)+(534×1))]=666 [(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)+(修業年限基礎総額-[(制度変更前の年額×1年間)+(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)+(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間))] 3年目 534×1=534 (入学時開始モデル3年履修の年額×1年間) 計算式 (制度変更前の年額×1年間)+[(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)+(修業年限基礎総額-[(制度変更前の年額×1年間)+(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間)+(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間))]+(入学時開始モデル3年履修の年額×1年間) 修業年限基礎総額(=入学開始モデル総額)を下回ることはない